

第3章

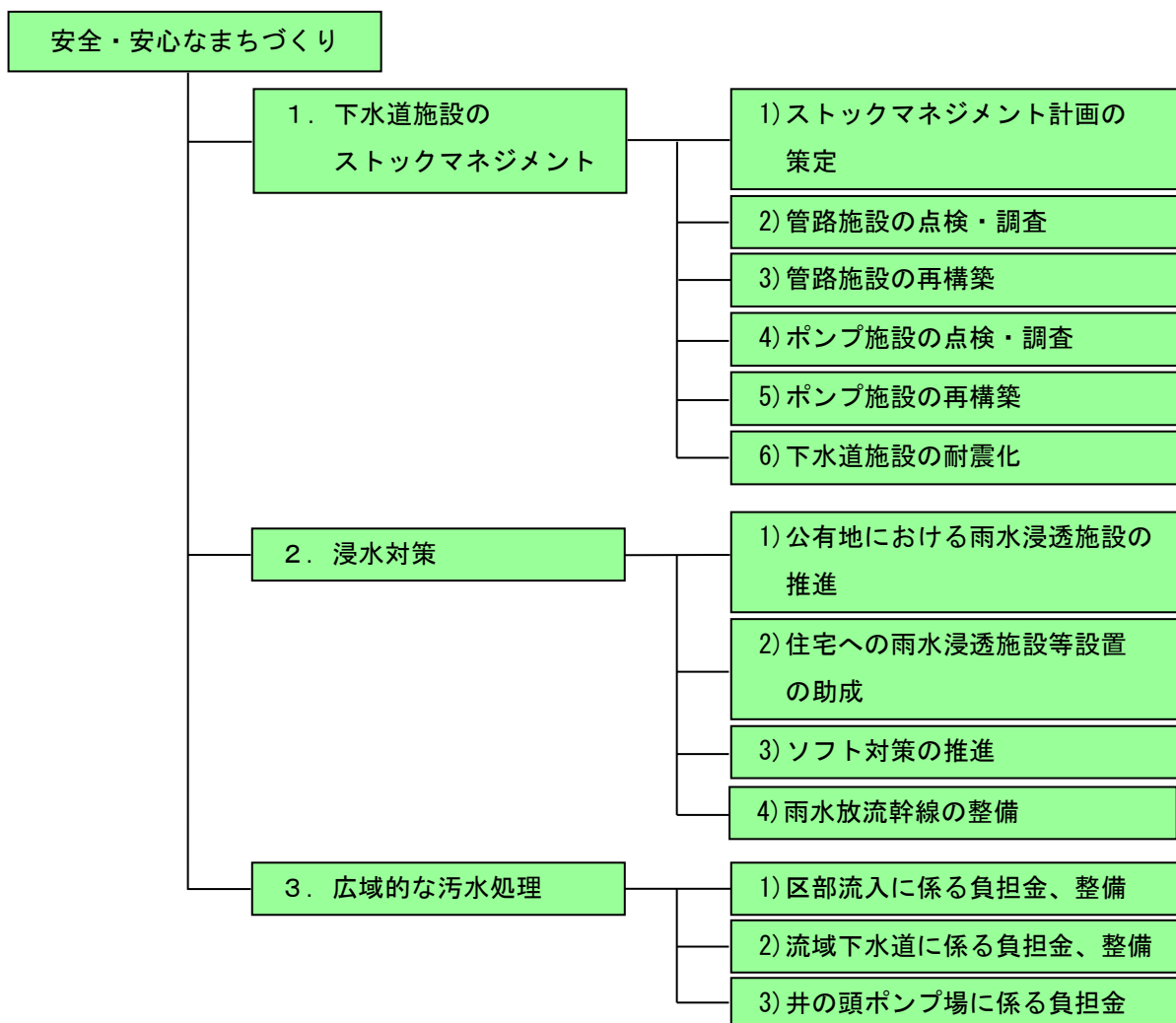
主な施策

1. 安全・安心なまちづくり

下水道は、市民の生命や財産を守る重要なライフラインである。下水道施設の老朽化による機能低下、都市型浸水や大規模地震の発生は、市民生活や都市機能に重大な影響が及ぶ。

本項では、安全・安心なまちづくりに向けた下水道の方針・目標と施策を示す。

本市の下水道は、保有する既存施設を最大限に活用し、下水道施設の機能の維持・向上を図る。さらに、耐震性の強化、浸水対策や防災対策など、地域と一体となった取り組みにより、雨や地震に強い、安全・安心なまちづくりを実現していく。また、関連する施策をはじめ、河川、道路などの他の部局や市民と連携して事業に取り組んでいく。



安全・安心なまちづくりに向けての施策体系

1. 1 下水道施設の ストック マネジメント

(1) 方針・目標

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

今後老朽化した下水道施設が増加していくことから、平成 27 年度に国は新たに「維持修繕基準」を創設し、ライフサイクルコストの低減を目的とした予防保全型施設管理を補助対象とした。このことを受けて、本市でも平成 31 年度にストックマネジメント計画を策定予定であり、今後計画的に「モノ」のマネジメントとして下水道施設の維持・修繕及び改築に取り組む。

目標：年間事業費を平準化し計画的に再構築事業を推進する。

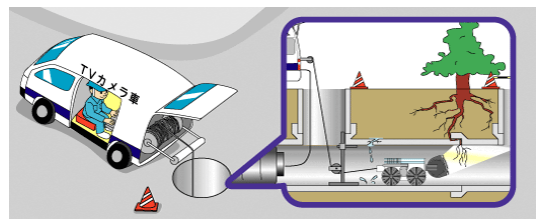
(2) 具体的な施策

1) ストックマネジメント計画の策定

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理の最適化を図るために、平成 31 年にストックマネジメント計画を策定する。計画では、管路施設（ます、人孔、人孔蓋、取付管）とポンプ施設（各ポンプ場、各合流改善施設、北町雨水貯留施設）についてそれぞれ適切な点検、調査、修繕、改築の手法等を定める。

2) 管路施設の点検・調査

ストックマネジメント計画に基づき、定量的に施設の劣化の実態や動向を確認するため、目視やテレビカメラ、管内潜行等の方法により、管きよ、ます、人孔、人孔蓋、取付管を含む管路施設の点検、調査を実施する。点検・調査で得られた下水道施設の劣化状況、修繕内容等の情報は、データベースにて一元管理する。



テレビカメラ調査

3) 管路施設の再構築

点検・調査結果を基に、LCC（ライフサイクルコスト）による検討を行い、効率的な再構築計画を策定し、管路施設の更生を行う。その際、あわせて管路施設の耐震化も図る。



女子大通り管更生の様子

4) ポンプ施設の点検・調査

ストックマネジメント計画に基づき、市内 8 ヶ所のポンプ施設（桜堤ポンプ場・大野田ポンプ場・北町ポンプ場・北町雨水貯留浸透施設・東町一丁目合流改善施設・東町四丁目合流改善施設・東部公園合流改善施設・下水道用地合流改善施設）の点検・調査を行う。

5) ポンプ施設の再構築

ストックマネジメント計画に基づき策定した効率的な再構築計画により、ポンプ施設の更生を行う。特に、昭和 52～63 年に整備された桜堤・大野田・北町の 3 ポンプ所は、年々老朽化していることから、適切な維持管理を行いながら優先的に更生を行う。

6) 下水道施設の耐震化

平成 23 年度に策定した下水道総合地震対策計画に基づき、平成 28 年度に緊急度が高い下水道施設の耐震化が完了した。今後は施設の再構築の中で耐震化を図るとともに、国が帰宅困難者対策施設と処理場を結ぶ管きよの整備を補助金の交付対象として追加する可能性を見込み、地震対策の拡充を検討する。

1. 2 浸水対策

(1) 方針・目標

都市化の進展や気候変動等により、近年、突発的な豪雨が頻発しており、浸水被害をもたらしている。

このような状況で北町雨水貯留施設の設置等の各種浸水対策を進めてきたが、それでもたとえば平成 28 年 8 月 19 日のゲリラ豪雨では、最大 10 分雨量 27.0mm（最大 60 分雨量 66.5mm）を記録し、市内各所で浸水被害が発生する等、さらなる対策が求められている。

このため、公有地・民有地への雨水浸透施設等の設置・設置助成といったハード面の対策を進めるとともに、降雨情報等の提供等のソフト面からも雨に強いまちづくりを進める。

目標：第二次下水道計画（幹線計画）対象地域内の未対応施設の整備を推進する。

目標：すべての市内の小中学校の校庭に貯留浸透施設を設置する。

(2) 具体的な施策

1) 公有地における雨水浸透施設の推進

市立小中学校等への雨水貯留浸透施設の設置や公園等の緑地の確保、さらに市内の約 15%の面積を占める道路に対し、透水性舗装を実施する等、雨水浸透を推進する。

2) 住宅への雨水浸透施設等設置の助成

下水道管きよに流入する雨水を減らすため、住宅への雨水浸透施設等設置に関する助成を行う。

3) ソフト対策の推進

引き続き平成 27 年に整備された北町保育園雨水貯留施設の水位等の情報をリアルタイムで市民へ提供する等、浸水被害の軽減や、避難行動を促すためのソフト対策を推進する。

4) 雨水放流幹線の整備

河川改修事業と整合を図りながら、善福寺川排水区を 50mm/時間対応にするため、善福寺川雨水放流幹線を整備する。また、平成 28 年度に築造した石神井川排水区雨水排水幹線への切替工事を実施し、早急な供用開始を目指す。

1. 3広域的な 汚水処理

(1) 方針・目標

本市は独自の処理場を有していないため、汚水は東京都の水再生センターで処理されている。

今後も引き続き、東京都に対し区部流入負担金、水再生センターの建設負担金、維持管理負担金を支払うとともに、建設が予定されている野川水再生センターへの接続や落合水再生センターから森ヶ崎水再生センターに変更するための接続に関する整備を行う。

また、三鷹市との共同設置による井の頭ポンプ場の建設負担金を支払う。

目標：建設が予定されている野川水再生センターへの接続や落合水再生センターから森ヶ崎水再生センターに変更するための接続に関する整備を行う。

(2) 具体的な施策

1) 区部流入に係る負担金、整備

第一処理区の375haについて、東京都の落合水再生センターで処理する汚水の区部流入負担金を支払う。また、落合水再生センターから森ヶ崎水再生センターに変更するための接続に関する整備を行う。

2) 流域下水道に係る負担金、整備

東京都の森ヶ崎水再生センター、清瀬水再生センターで処理する汚水の流域下水道建設負担金、維持管理負担金を支払う。また、建設が予定されている野川水再生センターについて、建設負担金を支払うとともに、野川流域幹線への接続に関する整備を行う。

3) 井の頭ポンプ場に係る負担金

三鷹市との共同設置による井の頭ポンプ場への建設負担金を支払う。